

日本政策金融公庫 富山支店 国民生活事業

組織概要

「一般の金融機関が行う金融を補完すること」を旨としつつ、地域経済を支える小規模事業者や創業企業の成長・発展を支援。全国に152支店設置。事業承継については、資金面の支援（事業承継に必要な資金の融資）と情報面の支援（成功事例等の情報提供や事業承継マッチング支援）に取り組んでいる。

人員構成

富山支店国民生活事業融資課役職員6名
（事業承継マッチング支援の登録申込は支店が窓口になる。事業承継マッチング支援登録後は本部の専門担当者がお相手探し、お相手との交渉等を行う。）

支援業務詳細

（支援可能な課題・解決手段等）

- ・事業承継・集約・活性化支援資金による金融支援
- ☞事業承継前、承継時、承継後のフェーズに応じた金融支援メニュー
- ・事業承継マッチング支援
- ☞事業を譲り渡したい方と事業を譲り受けたい方をつなぐサービス

【支援の特徴】 ①専門担当者によるサポート、②無料のサービス、③全国からお相手探し

連絡先等

富山市桜橋通り2番25号 日進富山ビル2階
担当部署:富山支店国民生活事業融資課
電話番号:076-431-1191

日本政策金融公庫 国民生活事業には、 事業の承継やM&Aに取り組むみなさまに、ご利用いただける融資制度があります。

〈 融資制度について 〉

POINT 1 事業承継の準備、事業承継時、事業承継後の新たな取組みまで、幅広く対応しています

POINT 2 事業承継等に際して、株式や事業用資産を取得する場面などでご利用いただける資金です

事業承継・集約・活性化支援資金の概要

ご利用 いただける方 (主なご利用場面)	事業承継前	① 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者を含みます。)と共に事業承継計画を策定している方 ^(注1)
	事業承継時	② 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方および当該事業者から事業を承継・集約される方
		③ 中小企業経営承継円滑化法の規定に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、個人事業主および事業を営んでいない個人の方
事業承継後	④ 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難になっている方であって、公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方	
融資限度額	別枠7,200万円	
ご返済期間	設備資金: 20年以内(うち据置期間5年以内) 運転資金: 10年以内(うち据置期間5年以内)	
利率(年) ^(注2)	基準利率、特別利率A、特別利率B	
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

(注1) ご融資後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる方

(注2) 利率については、ホームページに掲載している金利情報(国民生活事業 主要利率一覧表)のページをご覧ください。

〈 ご利用例について 〉

事業承継の準備のために(事業承継前)

～事業承継計画を実施するための資金～

・個人事業主Aさんと後継者のBさんは、経営者交代に向けて、事業承継計画を策定。
・Aさんは、事業承継計画で掲げた最新設備の導入資金について、公庫に相談。

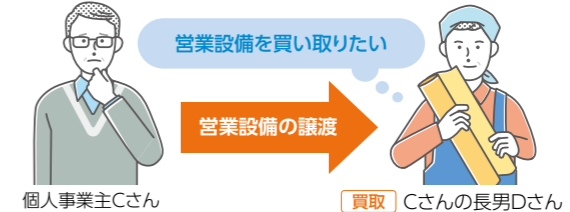


事業を譲り受けるために(事業承継時)

■親族内での事業承継

～事業用資産(営業設備)の買取資金～

・個人事業主Cさんは、長男であるDさんに事業承継を検討。
・Dさんは、Cさんが所有している営業設備の買取資金について、公庫に相談。



■親族外(第三者)への事業承継

～株式の買取資金～

・事業拡大を図るE社は、同業者であるF社の譲受を希望。
・F社は、代表者が保有しているF社株式について、E社への譲渡を検討。E社は、株式の取得資金について、公庫に相談。



受け継いだ事業を円滑に開始・成長させるために(事業承継後)

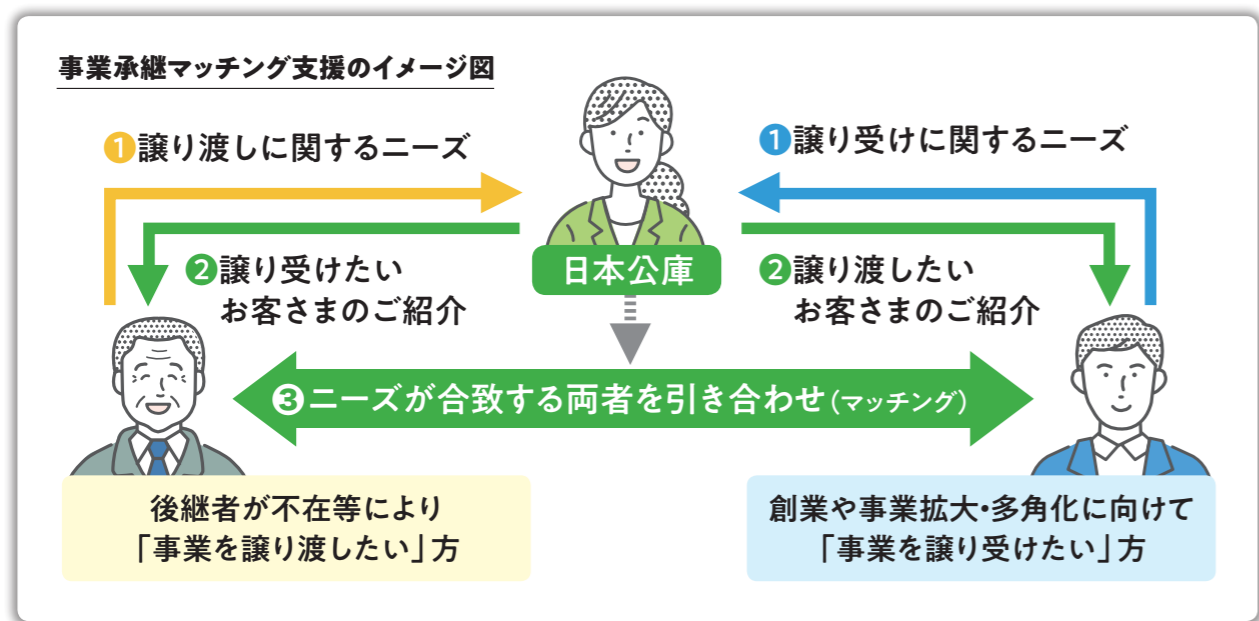
～経営の多角化を目的とする設備資金～

・G社の従業員であるHさんは、先代の退任により代表者に就任。G社は、既存事業が伸び悩んでいたことから、別事業への多角化を企図し、経営多角化を目的とする設備資金について、公庫に相談。



事業承継マッチング支援とは？

後継者がいないことなどを理由に「**事業を譲り渡したい**」とお考えの方と、創業や事業拡大等に向けて「**事業を譲り受けたい**」とお考えの方をつなぐ、マッチングサービスです。



事業承継マッチング支援の5つの特徴

多くの小規模事業者の方がご利用

- 1 小規模事業者の方を中心に、さまざまな業種の方が本サービスに登録しています。累計2万を超える(注)幅広い候補先の中から、ご希望に沿ったお相手をお探しします。
(注)譲渡登録6,577件、譲受登録14,174件(令和8年1月末時点)

事業を受け継いで創業(継ぐスタ)する方を支援

- 2 日本公庫では、「事業を受け継いでスタート」する新しい創業のカタチを「継ぐスタ」と呼んでいます。本サービスでは、創業の夢を実現するための一つの手段として、「継ぐスタ」を支援しています。

オープンネーム(実名)による後継者探しも実施

- 3 「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)には、譲渡希望の方に関するノンネーム情報(注)に加え、オープンネーム情報(実名)も掲載しています。
(注)個人が特定されない範囲の匿名情報を指します。

専門担当者によるサポート

- 4 日本公庫の専門担当者が、お客さまのご希望を踏まえ、お相手(マッチングの候補)をお探しします。お客さまとお相手との希望条件が合致すると考えられる場合、お相手をご紹介します。

無料のサービス

- 5 譲渡希望・譲受希望いずれの方も、本サービスを無料(注)でご利用いただけます。
(注)本サービスとは別に、弁護士等の専門家の支援を受けられる場合は、当該支援について、お客さまに費用負担が生じる可能性があります。

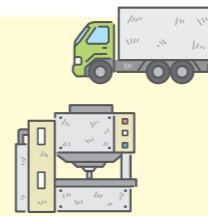
第三者承継のメリット

「**事業を第三者に譲り渡すこと**」、「**事業を第三者から譲り受けること**」を考えてみませんか？
事業の譲渡・譲受により、さまざまなメリットを得られる可能性があります。

譲渡側のメリット

廃業する場合

設備や在庫の処分、店舗の原状回復等にお金がかかるケースも多い...



事業を譲り渡す場合

メリット
1

譲渡収入の確保

多くのケースで事業の譲渡の対価を得られています!



従業員が職を失うことに...



メリット
2

従業員の雇用維持

従業員の雇用維持を条件とすることもできます!



取引先に迷惑をかけるかも...



メリット
3

取引先の引継ぎ

取引先を引き継ぐこともできます!



譲受側のメリット

ご利用される方の例

創業をお考えの方

創業の夢を叶えたい。でも、ゼロから始めることは不安...

事業を営んでいる方

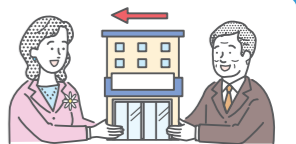
事業を拡大したいがコストは抑えたい...

今の事業とは異なる分野に進出したいが、ノウハウがない...

メリット
1

創業時や事業拡大時等のコスト軽減

既存の店舗や機械設備等を受け継ぐ場合、新たに設備投資を行うよりも、コストを抑えられる可能性があります。



メリット
2

経営資源の承継

販売先(顧客)や仕入先、地域におけるブランドや培ってきた技術・ノウハウ等の経営資源を受け継ぐことができるため、創業後の経営や事業拡大等を円滑に進められる可能性があります。



事業承継マッチング支援のご利用の流れ

ご相談・お申込

- 本サービスの内容やお手続きについては、お電話等により、最寄りの支店まで、お気軽にご相談ください。
- 本サービスをご利用いただく場合は、インターネットまたは郵送でのお申込手続きが必要になります。詳しくは、「お申込のご案内」のページをご覧ください。

お相手探し

- ご登録後、日本公庫は、マッチングに関するお客さまのご希望を踏まえてお相手（マッチングの候補）を探します。
- 譲渡希望の方は、「事業承継マッチング支援」ページ内に情報を掲載して、お相手を募集することができます。
- 譲受希望の方は、掲載されている譲渡希望の方の中から、ご自身でお相手を探すことができます。
- お相手が見つかった場合、日本公庫がお相手に交渉を希望されるかを確認します。

お相手との面談に向けた検討

- お客さまとお相手とともに交渉を希望される場合は、譲受希望の方から譲渡希望の方に秘密保持契約書(注1)を差し入れていただきます。その後、日本公庫が譲渡希望の方の詳しい情報(注2)をご提供します。
- 日本公庫が提供した情報をご確認いただいた後、お相手との面談を希望されるかをご検討いただきます。
- お客さまとお相手とともに面談を希望される場合は、日本公庫が、お客さまとお相手の面談場所・日時等の調整を行います。

(注1)一般に公開されていない情報を入手した者が、入手した情報を無断で第三者に伝えたり、定められた目的以外で利用したりすること等を禁止する契約書です。

(注2)譲渡希望の方の決算書や企業情報を、譲受希望の方に提供することが一般的です。

お相手との面談・交渉

- 事業の譲渡・譲受に向けた交渉等(譲渡希望の方の事業内容・財務内容等の精査、条件交渉等)については、当事者(お客さまとお相手)間で行っていただきます。
- 交渉等に関して、弁護士の支援をご希望の場合は、日本公庫が各地域の弁護士会に依頼し、弁護士をご紹介します。また、「事業承継・引継ぎ支援センター」等を通じて、専門家をご紹介しますことも可能です。

譲渡契約の締結

- お客さまとお相手が、事業の譲渡・譲受について合意された場合、譲渡契約を締結することが一般的です。
- 譲渡契約のお手続きについては、当事者間で行っていただきます。弁護士の支援をご希望の場合は、日本公庫が各地域の弁護士会に依頼し、弁護士をご紹介します。また、「事業承継・引継ぎ支援センター」等を通じて、専門家をご紹介しますことも可能です。

お申込のご案内

ポイント1 | ご利用いただける方・必要書類

ご利用いただける方	必要書類
中小企業・小規模事業者の方 <small>(注1)(注2)(注3)</small>	<input type="checkbox"/> (個人営業の方)最近1期分の申告決算書の写し <input type="checkbox"/> (法人営業の方)最近1期分の確定申告書・決算書の写し <small>(勘定科目明細書を含みます。)</small> <input type="checkbox"/> 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)または パスポート(顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ)の写し <input type="checkbox"/> 企業案内、商品・製品パンフレット(発行されている場合) <input type="checkbox"/> 紹介状(日本公庫に事業資金のお借入残高がない方のみ)(注1)
事業を受け継いで創業(継ぐスタ)することを希望されている方	<input type="checkbox"/> 継ぐスタ計画書(支援申込書と一体になっています。オンラインでのお申込の場合は、インターネット申込フォームの必要事項に含まれていますので、添付不要です。) <input type="checkbox"/> 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面のみ)またはパスポート(顔写真のページおよび現住所等の記載のあるページ)の写し

(注1)原則として、日本公庫に事業資金のお借入残高がある方(お借入のご完済日から起算して8年以内に、本サービスの申込登録をされる方を含みます。)を対象としています。お借入残高がない方であっても、商工会議所・商工会、生活衛生同業組合、税理士等の中小企業・小規模事業者支援に取り組まれている団体または専門家からのご紹介(紹介状は、「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)内からダウンロードいただけます。)により、本サービスをご利用いただけます。

(注2)廃業済みの場合はご利用いただけません。また、業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます。

(注3)事業の譲受を希望されている方は、事業規模にかかわらずご利用いただけます。

ポイント2 | 申込方法

オンラインまたは郵送により、お申込みください。

オンライン	<p>「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)内のインターネット申込フォームから必要事項をご入力の上、必要書類(ポイント1)の電子ファイルをアップロードしてご送信ください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>「事業承継マッチング支援」ページ</p> <p>日本公庫 事業承継マッチング <input type="text" value="検索"/></p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>こちらの 二次元コードからも ご覧いただけます。</p> </div> </div>
郵送	<p>支援申込書に必要事項をご記入の上、必要書類(ポイント1)とともに、下記の郵送先にご郵送ください(注)。支援申込書は、「事業承継マッチング支援」ページからダウンロードいただけるほか、日本公庫の支店窓口でもお受け取りいただけます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>郵送先</p> <p>〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 事業承継支援室 事業承継マッチング支援担当</p> </div> <p><small>(注)郵送によりお申込みいただく場合は、配達状況を追跡可能な簡易書留やレターパックのご利用をお勧めします。</small></p>



ご注意ください

- 郵送先をお間違いのないよう、ご注意ください。
- 上記の郵送先は、本サービスのお申込専用です。融資や他のサービスの受付は行っていません。
- ご提出いただいた支援申込書および添付書類はお返しできませんので、あらかじめご了承ください。

成約事例のご紹介

事業承継マッチング支援Q&A (よくあるご質問)

事例 1

譲渡側 個人A × 譲受側 法人B

譲渡側の概要	地域で評判の人気うどん店。経営者は後継者を探していたところ、店舗が入居するビルの建替えが決まったことで、立ち退きを迫られていた。
譲受側の概要	複数の飲食店を運営する企業。事業の多角化のため、ランチタイムに強いジャンルの飲食店の譲り受けを希望していた。
成約後の状況	譲渡側の店舗を移転し、店名は変えずに新装開店。譲渡側の経営者は、移転後の店舗で店長として勤務し、自身の持つ技術を伝えている。



事例 2

譲渡側 法人C × 譲受側 法人D

譲渡側の概要	地域で唯一のガソリンスタンド。経営者は体調不良のため、廃業を考えていたが、地域住民から事業の継続を要望されていた。
譲受側の概要	自動車関連の事業も展開するガソリンスタンド。商圈拡大のため、他県のガソリンスタンドの譲り受けを希望していた。
成約後の状況	譲渡側の経営者から経営を引継ぎ後も従業員は雇用継続となり、新事業の宅配サービスを始めると、地域になくならないガソリンスタンドとして、事業を展開している。



事例 3

譲渡側 個人E × 譲受側 継ぐスタ希望者F

譲渡側の概要	豊富なワインの品揃えが自慢の酒屋。夫婦二人で経営してきたが、経営者が高齢になり、引退を検討していた。
譲受側の概要	商社でワイン販売に長年従事してきた一般個人。自身もワイン好きであり、ワインに関わる事業での独立を目指していた。
成約後の状況	譲渡側の経営者から経営を引継ぎ後、店舗の内装を変更し、新たな商品の取扱を開始するなど、さらなる事業の成長に取り組んでいる。



※事例1～3は、匿名性を保つために、一部の情報を改変しています。

Q1

マッチングの相手(候補)は必ず紹介してもらえますか。

A 日本公庫は、お客さまとお相手のご希望が合致すると考えられる場合にのみ、お相手をご紹介しますので、必ずしもお相手をご紹介しますとは限りません。

Q2

マッチングの相手(候補)を紹介してもらうまでに、どれくらいの日数がかかりますか。

A お客さまのご希望条件に合うお相手の登録があれば、すぐにご紹介できる可能性もございますが、ご紹介までに数カ月あるいは年単位の期間を要することもございます。

Q3

日本公庫以外の後継者探しサービスやM&Aサービスと併用できますか。

A ご利用いただけます。ただし、他社のサービスでは、併用を禁止している場合がありますので、その場合は本サービスを終了させていただく可能性がございます。

Q4

事業の譲渡・譲受に関する交渉や契約手続等を、日本公庫に支援してもらえますか。

A 日本公庫はお相手の紹介や情報の提供のみを行い、仲介行為は行いません。事業の譲渡・譲受に向けた交渉等(双方の事業内容および財務内容等の精査、条件交渉等)については、当事者(お客さまとお相手)間で行っていただきます。事業の譲渡・譲受に関する交渉や契約手続等に関して、弁護士の支援をご希望の場合は、日本公庫が各地域の弁護士会に依頼し、弁護士をご紹介します。また、「事業承継・引継ぎ支援センター」等を通じて、専門家をご紹介しますことも可能です。

Q5

直近の決算では赤字ですが、事業を譲渡するために、本サービスを利用できますか。

A 赤字や債務超過の方でもご利用いただけます。ただし、赤字や債務超過の程度によっては、マッチングのお相手が見つかりにくくなる可能性があることをご承知おください。

Q6

事業の譲渡を希望する場合、自分の事業の譲渡価格(相場)を教えてください。

A 「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)で、譲渡価格の算出が可能です。ただし、簡易的に算出された参考値であり、実際の譲渡価格を保証するものではありません。精緻な算出をご希望の場合は、税理士等の専門家にご相談ください。

Q7

事業の譲受を希望して申込する予定です。相手の希望や自社の情報は詳細に記入するべきでしょうか。

A ご記入いただく内容は、マッチング候補先を選定するための情報であるため、可能な限り具体的・詳細にご記入いただくほうが、マッチングの可能性が高くなります。

Q8

本サービスを利用して、事業を譲受することになった場合、事業の譲受に必要な資金を、日本公庫から借入することはできますか。

A 事業の譲受に必要な資金の融資をお申込みいただくことは可能です。ただし、審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

Q9

「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)において情報公開されている譲渡希望の方との交渉を希望したいのですが、どうすればいいですか。

A 譲受希望のお申込がお済みでない方は、まずは本サービスにお申込みください。お申込時に交渉希望先をご指定いただくことで、専門担当がお客さまのご希望をお相手にお伝えします。既にお申込済みの方は、「事業承継マッチング支援」ページ内からお問い合わせください。なお、事業の譲渡に関するお相手のご希望に合致しない等の理由により、ご紹介できない場合もございます。

Q10

「事業承継マッチング支援」ページ(日本公庫ホームページ)を見ると、実名掲載されている企業がありますが、実名掲載は必須ですか。

A 必須ではありません。お客さまのご希望に応じて、ノンネーム(匿名)による掲載のほか、オープンネーム(実名)での掲載も可能です。